

⑦

福監発第 3341 号

昭和 59 年 3 月 30 日

福生市長

田 村 匡 雄 殿

福生市議会議長

田 村 市 郎

福生市監査委員 山 下 久 吉

同 森 田 治 男

昭和 59 年 2 月分例月出納検査の結果に
ついて（報告）

このことについて、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に
より、次のとおり報告します。

- 1 検 査 日 3 月 28 日（水）
- 2 場 所 監査委員事務局
- 3 対 象 昭和 59 年 2 月中における収入役の権限に属
する現金の出納状況並びに関連事項

昭和59年2月分

4 結 果

2月中における現金の出納状況について、関

係帳簿及び証拠書類の検査を実施した結果、

2月末日における収支の状況は、別紙のとおりで

りで計数上の誤りは、認められなかった。

1 歳入歳出の状況

昭和58年度

会計名	予算現額	本月中歳入額 本月中歳出額	本月末歳入累計額 本月末歳出累計額	収入率 執行率	本月末現在高
一般会計	12,426,653	501,717,850 601,177,551	10,462,569,210 9,407,257,679	84.2% 75.7	1,055,311,531
国保会計	1,252,838	102,794,889 91,483,815	965,968,183 870,868,107	77.1 69.5	95,100,076
区画整理 会 計	68,253	72,085 412,581	67,985,022 6,172,533	99.6 9.0	6,181,2489
下水道 事業会計	2,396,423	33,700,140 45,940,268	1,333,813,131 1,318,712,032	55.7 55.0	15,101,099
老人保健 医療会計	936,141	69,449,000 60,651,838	575,065,364 564,180,630	61.4 60.3	1,088,4734
受託水道 事業会計	501,440	47,495,000 29,642,956	413,472,000 353,767,882	82.5 70.6	59,704,118
合 計	17,581,748	755,228,964 829,309,009	13,818,872,910 12,520,958,863	78.6 71.2	1,297,914,047

・運は運用金

2 歳入歳出外現金の状況

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
歳入歳出外現金	16,921,700	129,002,219	127,420,315	18,503,604
都 税	7,086,047	104,820,459	70,860,047	104,820,459
合 計	8,778,1747	233,822,678	198,280,362	123,324,063

3 基金の状況

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
基 金				
用品調達	679,209	811,552	579,474	911,287
土地開発	136,309,834	0	0	136,309,834
職員退職準備	49,999,407	0	16,267,000	33,732,407
庁舎増築	61,022,547	0	0	61,022,547
都市施設整備	1,390,201,337	0	0	1,390,201,337
中小企業振興 資金一時補填	53,4097	13,000	0	54,7097
仮称第八小学校 建設	180,808,969	0	0	180,808,969
福生市育英	13,150,000	0	0	13,150,000
国保高額療養費 資金貸付	1,528,613	450,264	58,149	1,920,728
市営住宅等 管理基金	15,733,735	0	0	15,733,735
財政調整基金	340,000,000	0	0	340,000,000
合 計	2,189,967,748	1,274,816	16,904,623	2,174,337,941

写

福企企発第 772 号

昭和 59 年 5 月 31 日

福生市議会議長 田 村 市 郎 殿

福生市長 田 村 匡 雄 印

昭和 58 年度福生市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

このことについて、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により、次のとおり報告します。

昭和 58 年度福生市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
			円	円	円	円	円
8 土木費	2 都市計画費	西住宅地区周辺排水路整備事業 (シールド部 その 3)	82,690,000	67,329,000		国庫支出金 57,507,000 その他 6,702,000	3,120,000

発第 733 号
9 年 5 月 30 日

写

福企企発第 773 号
昭和 59 年 5 月 31 日

福生市議会議長 田 村 市 郎 殿

福生市長 田 村 匡 雄 ㊟

昭和 58 年度福生市下水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について

このことについて、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により、次のとおり報告します。

昭和 58 年度福生市下水道事業会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
			円	円	円	円	円
2 事業費	1 下水道整備費	西住宅地区周辺排水路整備事業負担金 （シールド部 その 3）	15,598,000	6,702,000			6,702,000

写

福総庶発第 733 号

昭和 59 年 5 月 30 日

福生市議会議員 田村市郎 殿

福生市長 田村 匡 雄



福生市農業委員会委員の推薦について

このことについて、福生市農業委員会委員の任期が昭和 59 年 7 月 19 日をもって満了することに伴い、農業委員会等に関する法律第 12 条に基づき、次のとおり委員を御推薦くださるよう御願いたします。

- 1 推薦する委員数 2 人
- 2 推薦する期日 昭和 59 年 7 月 10 日

写

福生市議会議員 田村市郎 殿

昭和 58 年度福生市下水道事業会計繰越

このことについて、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第

昭和 58 年度福生市下水道事業会

款	項	事業名	金
2 事業費	1 下水道整備費	西住宅地区周辺排水路整備事業負担金 （シールド部 その 3）	15

59八複協発第11号
昭和59年7月6日

参考

福生市議会議長

田村市郎 殿

八高線八王子・高麗川間
複線電化促進協議会
会長 八王子市長 波多野重雄

八高線八王子
高麗川間複
線電化促進協
議会会長之印

八高南線複線電化の早期実現に関する
決議について（依頼）

時下、貴職にはますます御清栄のことと
お喜び申しあげます。

さて、標記決議は、去る7月4日の協議会
総会において決議されたところではありますが、
本文押印の手続きにつきよろしくお取り計
らい下さるようお願いいたします。

なお、原本は後日持参いたします。

八高南線複線電化の早期実現に関する決議

八高線は、首都圏西部の中核都市である八王子市と北関東の主要産業都市高崎市を結ぶ唯一の基幹鉄道であり、沿線住民の通勤・通学あるいは日常生活の足として、その果たす役割は極めて重要なものでありながら、いまだに単線非電化のままの状況にあることは、誠に残念なことであります。

特に、この路線のうち八高南線いわゆる八王子～高麗川間については、近年住宅建設及び工場等の集積が著しく、人口が増加している状況にあり、このため、沿線関係市町は、昭和56年2月に当協議会を組織し、以来複線電車化及び川越線との直通乗入れの実現に向けて積極的に運動を展開してきましたが、今日まで実現に至っていないのが実状であります。

そのような中で、国鉄においては、去る5月1日川越線の全線電化と一部複線化について運輸省に事業認可申請し、5月8日付にて認可された旨発表されましたが、八高南線を取り残したことについては、極めて遺憾とするところであります。

よって、われわれは、長年の念願である八高南線の複線電化と川越線との相互乗り入れについて、早期に実現するよう要請いたすものであります。

以上、決議する。

参
決

教市ヤニロウ 福生市税賦課金収支条例の一部を改正する条例(資料)

新井 昭夫

昭和57年6月12日

本会談資料

(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)
第十九条 納税者又は特別徴収義務者は、(以下省略)

一 略
二 略
三 略

四 法第十五条の第三項若しくは第二項、第六百一条第三項若しくは第四項(これらの規定を法第六百二条第二項において準用する場合を含む。)、第六百三条第三項又は第六百三条の二第六項の規定によつて徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から一月を経過する日までの期間

(個人の市民税の非課税の範囲)

第二十四条 次の各号の一に該当する者に対しては、市民税(第四十七條の二の規定によつて課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を、第二号に該当する者に対しては分離課税に係る所得割を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。
一 前年中において所得を有しなかつた者
二 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者
三 障害者、未成年者、老年者、又は寡婦(これらの者の前年中の所得の金額(分離課税に係る所得割の課税標準である退職所得の金額を除く。))が八十万円を超えない場合を除く。)

前年の合計所得金額が二十万円
前年中の所得の金額が二十五万円
にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数を一を加えた数を乗じて得た金額以下である者に対しては、均等割を課さない。

前年の合計所得金額が二十八万円

にその者の控除対象配偶者

2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年中の所得の金額が二十五万円

3 市内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で市内に住所を有するものに対しては均等割を課さない。

(均等割の税率)

第三十一条 第二十三條第一項第一号又は第二号の者に対して課する均等割の税率は、年額千円とする。

2 第二十三條第一項第三号又は第四号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の上欄に掲げる法人等(法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下本節において同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額とする。

法人等の区分	税率
一 資本等の金額(資本の金額又は出資金額と法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第十七号に規定する資本積立金額との合計額(保険業法(昭和十四年法律第四十一号)に規定する相互会社にあつては、令第四十五条の二に定めるところにより算	

定した純資産額)をいう。次号から第五号までにおいて同じ。)が五十億円を超える法人(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本の金額又は出資金額を有しないもの及び法人税法第二条第五号の公共法人及び同条第六号の公益法人等(管理組合、法人及び同地管理組合)で均等割のみを課されるものを除く。次号から第五号までにおいて同じ。)で市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第五号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が五十人を超えるもの
二 資本等の金額が十億円を超え五十億円以下である法人で従業者数の合計数が五十人を超えるもの
三 資本等の金額が十億円を超える法人で従業者数の合計数が五十人以下であるもの及び資本等の金額が一億円を超え十億円以下である法人で従業者数の合計数が五十人を超えるもの
四 資本等の金額が一億円を超え十億円以下である法人で従業者数の合計数が五十人以下であるもの及び資本等の金額が千万円を超え一億円以下である法人で従業者数の合計数が五十人を超えるもの
五 資本等の金額が千万円を超え一億円以下である法人で従業者数の合計数が五十人以下であるもの及び資本等の金額が千万円以下である法人で従業者数の合計数が五十人を超えるもの
六 前各号に掲げる法人以外の法人等

年額 百二十万円	年額 三十万円	年額 七十万円	年額 十六万円	年額 十五万円	年額 六万円	年額 四万円
百二十万円	三十万円	七十万円	十六万円	十五万円	六万円	四万円

(固定資産税の納税義務者)

第四十八条 固定資産税は固定資産(土地、家屋及び償却資産を総称する。以下固定資産税について同じ。)に対しその所有者(賃権又は百年より永い存続期間の定のある地上権の目的である、土地については、その賃権者又は地上権者とする。以下固定資産税について同じ。)に課する。

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、土地登記簿若しくは、土地補充課税台帳又は建物登記簿若しくは、家屋補充課税台帳の所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第二条第三項の専有部分の属する家屋(同法第三條第二項

第四條第二項)の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。)に於いては、当該家屋に係る同法第二条第二項の区分所有者(以下「区分所有者」という。)とする。以下固定資産税について同様とする。)として登記又は登録されている者をいう。この場合において所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録されている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第三百四十八條第一項の者が同日前に所有者でなくなつているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。

3 第一項の所有者とは、償却資産については、償却資産課税台帳に所有者として登録されている者をいう。

(徴収猶予等に係る延滞金の特例)

第六條の二 当分の間、日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）

第二十一条の規定により日本銀行が定める商業手形の基準割引歩合が年五・五パーセントを超えて定められる日からその後年五・五パーセント以下に定められる日の前日までの期間（以下本項において「特例期間」という。）内（次の各号に掲げる延滞金で当該各号に掲げる日が特例期間後に到来するものにあつては、当該年五・五パーセントを超えて定められる日から当該各号に掲げる日までの期間内）は、特例期間内にその納期限（第一号又は第三号に掲げる延滞金については、申告基準日。以下本項において同じ。）の到来する市民税に係る第十九条の規定による延滞金で法第十五条の三の規定による徴収の猶予がされた期間につき徴収されるもの及び第四十七条の規定による延滞金に係る第十九条及び第四十七条に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、当該年七・三パーセントの割合と当該納期限の日における当該商業手形の基準割引歩合のうち年五・五パーセントの割合を超える部分の割合を年〇・二五パーセントの割合で除して得た数を年〇・七三パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年十二・七七五パーセントの割合を超える場合には、年十二・七七五パーセントの割合）とする。

一 第四十七条の規定による延滞金で申告基準日が特例期間内に到来する法人税額の課税標準の算定期間に係る市民税に係るもの
法人税法第七十五条の二第二項（同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第三百二十一条の八第一項に規定する申告書の提出期限

二 第十九条の規定による延滞金で法第十五条の三の規定による徴収の猶予がされた期間につき徴収されるもの（次号に掲げるものを除く。）のうち、同条第一項又は第二項に規定する納期限が特例期間内に到来する市民税に係るもの
当該納期限の翌日から三月を経過した日の前日

三 第十九条の規定による延滞金で法第十五条の三第二項の規定による徴収の猶予（同条第四項又は令第六条の九の二の規定の適用を受けるものを除く。）をされた期間につき徴収されるもののうち、申告基準日が特例期間内に到来する法人税額の課税標準の算定期間に係る市民税に係るもの
当該法人税額の課税標準の算定期間の末日後五月を経過した日の前日

附則第六條の二の見出しを「（納期限の延長に係る延滞金の特例）」に改め、同条第一項を次のように改める。

当分の間、日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）第二十一条の規定により日本銀行が定める商業手形の基準割引歩合が年五・五パーセントを超えて定められる日からその後年五・五パーセント以下に定められる日の前日までの期間（以下本項において「特例期間」という。）内（法人税法第七十五条の二第二項（同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第三百二十一条の八第一項に規定する申告書の提出期限が当該年五・五パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合には、当該市民税に係る第四十七条の規定による延滞金については、当該年五・五パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第四十七条に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、当該年七・三パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引歩合のうち年五・五パーセントの割合を超える部分の割合を年〇・二五パーセントの割合で除して得た数を年〇・七三パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年十二・七七五パーセントの割合を超える場合には、年十二・七七五パーセントの割合）とする。

(昭和五十八年度分の市たばこ消費税の特例)

第七條の二 昭和五十八年度分の市たばこ消費税に限り、第八十条第三項の規定の適用については、同項中「製造たばこの本数を」とあるのは「製造たばこの本数（昭和五十八年三月から昭和五十九年二月までの間において法附則第十二条の二により読み替えて適用される法第四百六十四条第三項に規定する政令で定める期間内に小売人又は直接消費者に売り渡した製造たばこについては、当該売り渡した製造たばこの本数に法附則第十二条の二により読み替えて適用される法第四百六十四条第三項に規定する政令で定める率を乗じて得た本数）を」とする。

削る。

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第八條の二 昭和五十八年度分の個人の市民税に限り、所得割を課

当分の間

市民税の所得割

すべき者のうち、その者の前年の所得について第三十二条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、二十七万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数を

ニ十九万円

に一を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に九万円を加算した金額）以下である者に対しては、第二十三条第一項の規定にかかわらず、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

2 昭和五十八年度分の個人の市民税に限り、法附則第三条の三第

当分の間

四項に規定するところにより控除すべき額を、第三十三条の三及び第三十三条の四の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第十九條 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十一条第一項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第三十二条及び第三十三条の三の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額から同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の特別控除額（同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項若しくは第三十八条第一項若しくは第二項又は第三十三条第四項、

の規定又は同法第三十三条の四第一項（同法第三十三条の四第一項において準用する場合を含む。）

第三十六條の二第三項若しくは第三十七 條第五項（第三十七條の五第二項

同法第三十七條の五第二項

の規定又は同法第三十七條の七第四項

において準用する場合を含む。）

の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により計算される当該特別控除額）を控除した金額（第三項第一号の規定により適用される第三十三条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。）に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する市民税の所得割を課する。

一 課税長期譲渡所得金額が四千万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の百分の四に相当する金額

二 課税長期譲渡所得金額が四千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

イ 百六十万円

ロ 課税長期譲渡所得金額の二分の一に相当する金額と当該年度分の課税総所得金額との合計額を当該課税総所得金額とみなして計算した場合の所得割の額から、二千万円と当該年度分の課税総所得金額との合計額を当該課税総所得金額とみなして計算した場合の所得割の額を控除した金額